

四日市市新生児聴覚検査費用補助について

新生児聴覚検査は、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早く適切な支援を受けられるようにするために、新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査です。

- 検査は赤ちゃんが眠っている間に、短時間で安全に実施されます。
- この検査は、専門の医療機関で、詳しい検査を受ける必要があるかどうかを判断するための検査であり、聴覚障害の有無を判定するものではありません。

三重県内の実施医療機関等で、新生児聴覚検査を受ける際に、補助券を医療機関等へ提出してください。検査に係る費用のうち、3,000円を上限に補助を受けられます。(検査費用と上限金額のうち低い方を補助金額とする。) 補助券がお手元のない方は、こども家庭センター 母子保健第1係・第2係までご連絡ください。

※令和4年4月1日以降に受診される検査が対象です。

検査結果は、受診された医療機関等から四日市市へ検査費用の請求と共に送付されます。

《県外の医療機関で検査を受ける場合等》

県外の医療機関等で検査を受ける場合など、補助券が利用できない場合は、聴覚検査にかかった費用について3,000円を上限として補助します。検査日から30日以内に申請してください。(期限を過ぎる場合はご連絡ください。)

(申請にあたり必要なもの)

- ① 四日市市新生児聴覚検査費用補助金交付申請書兼請求書(第2号様式)
申請書式は市のホームページから出力していただくか、こども保健福祉課までご連絡いただければ郵送します。
 - ② 検査受診医療機関発行の領収書・明細書(コピー不可※聴覚検査費用であることがわかること)
 - ③ 聴覚検査の結果がわかる書類(母子健康手帳のコピーなど)
 - ④ 未使用の「四日市市新生児聴覚検査費用補助金交付申請書兼補助券」【A】もしくは「四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼補助券」【A】
※3枚複写のうち【A】をご提出ください。
 - ⑤ 委任状(申請者本人と口座名義人が異なる場合のみ)
- ※提出いただいた領収書は、振り込み予定を記述した通知と一緒に普通郵便にてご自宅に返送いたします。申請後1~2か月程かかりますので、郵便物にご注意ください。

《生活保護世帯・市民税非課税世帯の方へ》

新生児聴覚検査の検査日時時点で、生活保護世帯または市民税非課税世帯の方は、上記3,000円の補助の他に、医療機関に支払った検査費用についての補助制度があります。

詳しくは、こども家庭センター 母子保健第1係・第2係までお問い合わせください。

《申請場所及び問い合わせ先》

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

四日市市役所こども家庭センター 母子保健第1係・第2係(総合会館3階)

電話 (059) 354-8187

FAX (059) 354-8061